

教育訓練経費の  
最大80%給付で  
社会人のキャリア  
アップを支援します。

専門実践教育訓練指定講座

教育訓練  
給付制度で

最大126万円支給

2年間の給付額上限

厚生労働大臣指定講座：美容科／昼間課程（2年）

- 教育訓練経費とは、受講者が教育訓練実施者に対して支払った入学金と授業料等の合計をいいます。
- 1年間の訓練給付額は上限40万円。受講開始から6ヶ月ごとに支給。
- 一定条件を満たした方に支給されます。詳細は最寄りの公安職業安定所（ハローワーク）にお尋ねください。

※但し、支給額は条件により異なります。支給条件の照会や必要な手続きは管轄のハローワークで確認してください。

## 給付金支給までの流れ

STEP  
01

オープンキャンパス、  
個別相談会に参加する

- ・希望する学科内容の確認
- ・就職について
- ・学費と給付予定額の算出

STEP  
02

ハローワークに相談

- ・支給要件の確認
- ・キャリアコンサルティングの実施

STEP  
03

長崎県美容専門学校  
入学選考・合格

- ・学費納入確認後「受講証明書」発行

STEP  
04

ハローワークに申請

- ・必要書類の提出  
(受講開始の1ヶ月前まで)

STEP  
05

長崎県美容専門学校

- ・受講

ハローワーク

- ・半年ごとに申請

STEP  
06

卒業（資格取得）・  
就職

- ・就職（被保険者として雇用）した  
場合、追加給付



学びなおして美容のプロになる！

# 美容師になるための キャリアアップ支援



## 美容科：昼間課程

は教育訓練給付制度の対象講座です。

### 美容師免許取得を目指す社会人の方へ

2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方は支払った学納金のうち



支給額 (受講者が支払った教育訓練経費×以下の割合)	支給額の年間上限	支給期間
<b>50%</b> ※受講修了かつ1年以内に資格取得などし、かつ被保険者として雇用された又は雇用されている場合 ※上記の資格取得・就職に加えて、受講修了後の賃金が受講前の賃金と比較して5%以上上昇した場合	<b>40</b> 万円/年 ※左記両方の追加支給を受けた場合は約86万円/年	<b>原則2</b> 年 ※資格につながる場合は最長3年
<p>» <b>20%</b> 追加支給</p> <p>» <b>10%</b> 追加支給</p>		



※厚生労働省ホームページ（教育訓練給付制度について）をご確認ください。

※教育訓練経費…入学金や授業料などの受講料。受講料には、必須の実習費を含みますが、検定試験受験料、教材費等の含まれないものがあります。詳細は本校へお問い合わせください。

## ハローワークより給付金が支給されます！

### ●給付を受けることができる方

専門実践教育訓練に対する教育訓練給付金の支給対象となる方は、以下の①又は②に該当する方です。

- ① **初めて受給する場合** 当分の間、受講開始日までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方
- ② **2回目以降として受給する場合** 前回の受講開始日から次の専門実践教育訓練の受講開始日までに、通算して3年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方

◆給付の対象となるか、まずは管轄のハローワークで確認してください！◆

お問い合わせ

給付条件や手続きの詳細内容は、お住まいを管轄するハローワークにお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ

教育訓練給付制度について

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html))

